

新ト協発第135号  
令和6年3月29日

会 員 各 位

公益社団法人 新潟県トラック協会  
会 長 小 林 和 男



## 「令和6年春の全国交通安全運動」の実施について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、交通事故防止に向けた諸対策の推進に格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、標記運動につきまして、別添「公益社団法人全日本トラック協会実施計画」、並びに「新潟県実施要綱」に基づき、下記のとおり取組むことと致しました。

会員各位におかれましては、本運動の趣旨をご理解のうえ、それぞれの事業所におきまして積極的な推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 実施期間

令和6年4月6日（土）～ 4月15日（月）までの10日間  
・交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（水）

#### 2. 目的

この運動は、気温の上昇や屋外で活動する機会が増える時期に、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

#### 3. 運動のスローガン

『 見えますか 渡るその子の 小さなサイン 』

#### 4. 運動の重点

- ① こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ② 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ③ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

#### 5. 実施結果の報告

別添「令和6年春の全国交通安全運動実施結果報告書」により、4月19日（金）までに県ト協宛にFAX（025-285-8455）で、報告をお願いします。

以 上

（担当：適正化事業部 佐野）

## 令和6年春の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

令和6年3月15日  
公益社団法人全日本トラック協会

全日本トラック協会（以下「全ト協」）は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の令和6年春の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、4月6日（土）から同月15日（月）までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施にあたっては、全国重点である「こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践」、「歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行」、「自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

### — 記 —

#### 1. 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、運転者に対し、次の事項に重点をおいた安全運行の徹底について指導する。特に、依然として後を絶たない事業用トラックによる飲酒運転事案や、事故の約半数を追突事故が占め、かつ、死亡・重傷事故の約4割が交差点で発生している現状を踏まえ、下記（1）「飲酒運転の根絶」、（2）「追突事故及び交差点における事故の防止」を最重点推進項目として徹底する。

#### <最重点推進項目>

##### （1）飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶を図るため、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底する。

また、交通対策委員会の決議を踏まえ、トラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名など、事業者等と連携した取り組み強化を図る。

##### （2）追突事故及び交差点における事故の防止

事業用トラックにおける死傷事故の約半数を占め、高速道路では約6割を占める「追突事故」、及び事業用トラックが第1当事者となる死亡・重傷事故の約4割を占める「交差点事故」を防止するため、事故防止セミナーを全国開催することにより、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を促す。また、事故防止に有効な安全装置の普及等により、追突事故防止及び交差点における事故防止の徹底を図る。

## ＜重点推進項目＞

### （３）子供を始めとする歩行者及び自転車利用者の安全確保と交通事故防止

子供を始めとする歩行者及び自転車利用者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行する。また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底する。

### （４）夕暮れ時と夜間の歩行者及び自転車利用者の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度での走行の励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

### （５）携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。

### （６）高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り１時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせることとする他、車間距離確保と制限速度の遵守等、高速道路における事故防止を徹底する。

### （７）トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

### （８）健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル（改訂版）」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

### （９）過労運転等の防止

事業者等は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

#### (10) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

### 2. 車両の安全性の確保

事業者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、大型車のホイール・ナット脱落等による車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するため、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

特に、近年、大型トラックの車輪脱落事故が相次いでいるため、国土交通省通達に基づく緊急対策の取組である「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、適切なタイヤ脱着作業の実施により車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。

### 3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

(参考 「事業用自動車安全通信」登録用 URL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)

### 4. 広報活動の推進

(1) 全ト協並びに各都道府県トラック協会は、ポスター、機関紙（誌）、ホームページ等により、本運動の主旨の徹底を図る。

(2) 各都道府県トラック協会及び事業者は、社内報等の他、ポスター、垂れ幕、立て看板等の掲示や、運行管理者及び運転者を対象とする講習会等の開催に努め、本運動の趣旨を周知させるとともに安全意識の向上を図るよう働きかける。

(3) 各都道府県トラック協会は、子どもや高齢者を対象とした安全教室の開催や、一般市民を対象とした交通安全イベントを主催あるいは共催するなどし、地域における交通安全の啓発も積極的に行う。

以上

### 令和6年 春の全国交通安全運動実施報告書

年 4月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

実施項目		実施結果		
		実施項目に チェック	会議名称等	対象人数
本運動の徹底	会議等の開催			
			作成数	配布事業所数
広報活動	機関紙(誌)等でのPR			
	立看板の設置			
	垂れ幕の掲示			
	のぼりの掲示			
	ステッカーの作成・配布			
			訪問事業所数	指導事業所数
巡回指導等	期間中のパトロールの実施			
	事業所への指導の実施			
			回数	箇所数
警察が行う街頭検査等への協力				
			回数	受講人数
地域社会貢献	子ども安全教室の開催			
	高齢者安全教室への開催			
	地域イベントでのPR等			
その他の 実施事項				